

保護者 各位

南城市立知念中学校
校長 吉田 順太
(公印省略)

【重要／要確認】学習者用端末（GIGA端末）の入替と同意書の継続効力について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、児童生徒が使用する学習者用端末（一人一台端末）を新しい機種へ入れ替えます。端末の取り扱いについて重要な事項をお知らせしますので、必ずお読みください。

(下記の各項目の詳細は、「南城市学習者用端末等使用規程」に定めています。)

1 同意書は、入替後の端末に適用されます【重要】

- ・「学習者用端末使用同意書（様式第1号）」は、新しい端末入替の際に適用されます。規程第8条により、同一校に在籍している間、同意書は自動的に更新され、「使用に係る留意事項」も適用されます。今回、入替で同意書に新たな項目を追加していますので、改めての提出をお願いいたします。この機会に留意事項を再度ご確認ください。

2 特に守っていただきたいこと（規程第11条）【厳守】

- (1) 端末を他人に使用させ、又は転貸しない
- (2) 売却・廃棄・故意の破損をしない
- (3) 学習以外に使用しない
- (4) 他者に被害や悪影響を与えない
 - ・端末は「だれが・何に・どのくらい」使ったか確認できます（通信量・アクセス履歴等）。生徒指導上の事案発生時は、調査のため連絡することがあります。
 - ・設定（不適切サイトへのアクセス制限）やパスワードは容易に変更できません。勝手に変更するとログインできなくなることがあります。教育委員会・学校長の指示に従ってください。
 - ・生活リズムを極端に崩すような使用はさせないでください。

3 故障・破損・紛失・盗難のときは直ちに学校へ（規程第13条）【厳守】

- ・勝手に修理せず、在籍校に直ちに連絡し、「端末亡失・損傷届（様式第3号）」を提出。
- ・盗難時は警察に届け出て証明書（写し等）を添付。
- ・故意又は重大な過失による場合は、原状回復に要する費用（弁償）をご負担いただきます。

4 端末の返却について（規程第16条）【要確認】

- ・学校長から端末の返却を求められた場合は、学校長が定める日までに返却してください。
- ・転出や卒業などで在籍期間が終了するとき、また端末の入替で旧端末を回収するときは、学校長の指示に従い、遅滞なく端末を返却してください。
- ・定められた期日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、保護者が端末の価額を弁償する責任を負うことになります。

5 家庭での費用のご負担について（規程第9条・第12条）

- ・端末の使用料は無償です。ただし、ご家庭での使用に伴う通信や充電に関する費用は、各家庭のご負担となります。
- ・ご家庭への持ち帰りの際、学校から充電器は貸与しませんので、ご家庭でお持ちのスマートフォン等のUSB Type-Cケーブル及び充電器等を利用して充電してください。

新しい端末になっても、ルールと責任はこれまでと変わりません。ご家庭のご理解とご協力を強くお願いいたします。なお、使用規程及び同意書を見直す場合は、改めて周知し同意書の再提出をお願いすることがあります。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日
学 習 者 用 端 末 使 用 同 意 書
南城市立_____学校長 殿
下記に記載の「学習者用端末使用に係る留意事項」を確認し、端末の使用に同意します。
南城市立_____学校
_____年 児童生徒氏名 _____ 保護者氏名 _____ 印
※兄弟姉妹がいる場合、それぞれ提出が必要です。
※保護者氏名欄の押印については、自署で署名がある場合に限り、省略可能です。

学習者用端末使用に係る留意事項

- 文部科学省が打ち出したプロジェクト(GIGA スクール構想)に基づき、南城市立小中学校に在籍する児童生徒を対象に、1人1台端末による学習を実施します。
- 端末の使用期間は、同意書の提出日から年度末までとしますが、次年度も同一校に在籍することが決まっている場合、端末を返却することなく継続して使用できるものとし、同意書もその都度自動的に更新されるものとしします。
- 転出や卒業時など、児童生徒が通学する学校での在籍期間が終了する際には、各学校長からの指示に基づき端末を遅滞なく学校に返却してください。
- 本市は Google のクラウドサービス (Google for Education) を利用します。時間・場所を問わずオンラインでの学習が可能となり、児童生徒の「学習成果物」をクラウド上にて管理することで、習熟度に応じたフォローアップが可能となることから、南城市教育委員会及び学校が管理する Google アカウントをはじめ、児童生徒並びに教師による使用を目的に作成した宿題等を Google に提供します。
- 新型コロナウイルスの影響や学びの保障が必要と判断された場合、家庭に端末を持ち帰り学習を行うこともあります。

家庭における端末の取り扱いについて、下記の点に注意してください。

- ☐ 公序良俗に反することや、また貸し・転売等の違法行為はもとより、児童生徒の生活リズムを極端に崩すような使用はしないでください。
- ☐ 端末は「だれが」「どんなことに」「どのくらい」使ったのか確認できます(通信量・WEB アクセス履歴等)。生徒指導に関わる事案が発生した場合、調査のため学校から保護者へ連絡をすることがあります。
- ☐ 端末の設定(不適切なサイトへのアクセス制限をしています)やパスワードは容易に変更できないようにしています。(勝手に変更した場合、端末にログインできなくなります)
- ☐ 故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、勝手に修理せず、速やかに学校に申し出たうえ、学校の指示に従って下さい。盗難の場合は、警察に届け出て、その証明を受けてください。
- ☐ 精密機械です。小学校・中学校を卒業するまで使います。丁寧・適切な取り扱いをお願いします。
- ☐ 本校では、学習の際にグーグルアカウントを用いたログイン(シングルサインオン)を使用します。グーグルアカウントでのログインに同意しますか。
- ☐ 故意の破損や汚れが発生した場合は弁償となります。